

大気汚染防止法の規制対象となる揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧表

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造のように供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	600ppmC 【322,800 μg/m <sup>3</sup> 】
塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの：既設 700ppmC 新設 400ppmC その他のもの：700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が100,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	木材・木製品（家具を含む）の製造の用に供するもの 1,000ppmC その他のもの 600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着のように供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400ppmC 【753,200 μg/m <sup>3</sup> 】
接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造のように供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400ppmC 【753,200 μg/m <sup>3</sup> 】
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	400ppmC 【215,200 μg/m <sup>3</sup> 】
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	700ppmC 【376,600 μg/m <sup>3</sup> 】
工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上のもの	400ppmC 【215,200 μg/m <sup>3</sup> 】
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）ものを除く。）	1,000kL以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC 【32,280,000 μg/m <sup>3</sup> 】

※ppmC からμg/m<sup>3</sup>への換算方法

ppmC とは、炭素で換算した濃度を示す単位であり、トルエン（C<sub>6</sub>H<sub>5</sub>-CH<sub>3</sub>）の場合は、炭素の数が7であるので、トルエン1 ppm は、7 ppmC と換算される。  
 そして、トルエン1 ppm = 376.3 μg/m<sup>3</sup>（気温25℃・1気圧）であるから、トルエン換算による1 ppmC は、538 μg/m<sup>3</sup>となり、基準値である400 ppmC は、21万5200 μg/m<sup>3</sup>と計算される。  
 （北河内4市リサイクルプラザ操業差止等請求訴訟判決より抜粋）